

# オプション取引実施細則

# オプション取引実施細則

## (目的)

**第1条** 本細則は、業務規程第3条第3項の規定に基づき、オプション取引に関し必要な事項について規定する。

## (権利行使価格の刻み)

**第2条** 権利行使価格の刻みは次のとおりとする。ただし、当社が必要と認めるときは、刻みを変更することができる。

貴金属市場 金 50円

## (権利行使価格の設定方法)

**第3条** 業務規程第13条第3項のオプション取引実施細則に定める方法とは、次のものをいう。

- (1) 各営業日において、前条に定める権利行使価格の刻みの整数倍の数値のなかで限月を同一とする金の現物先物取引の前計算区域の帳入値段に最も近接する数値（当該数値が2種類ある場合は高い方の数値）を中心権利行使価格とする。
  - (2) 各オプション取引の新甫発会日に、中心権利行使価格を中心に刻みごとに上下20種類ずつ合計41種類を権利行使価格として設定し、日中立会から取引を開始する。
  - (3) 各営業日において、各限月について、中心権利行使価格を中心に刻みごとに上下20種類ずつ合計41種類の数値を算定し、その結果、既に設定している権利行使価格以外の数値がある場合には、当該数値を権利行使価格として追加設定し、日中立会から取引を開始する。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社が必要と認めるときは、当社は全部又は一部の限月取引について、設定する権利行使価格の数を変更又は新たな権利行使価格を設定することができる。

## (帳入値段の決定方法)

**第4条** 業務規程第36条第1項第5号のオプション取引実施細則に定める方法とは、次のとおりとする。

- (1) 1の計算区域の日中立会における引板合わせの約定値段
- (2) 前号に規定する約定値段がない場合は、次に掲げる算出式によるものとし、呼値の単位に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げた値段とし、当該値段が零となるときは呼値の単位の最小値とする。

$$C = e^{-rt} [FN(d) - KN(d - \sigma\sqrt{t})]$$

$$P = C - e^{-rt} (F - K)$$

なお、 $d$  は次の式により計算するものとする。

$$d = [ \ln ( F / K ) + \sigma ^ 2 t / 2 ] / \sigma \sqrt{t}$$

(注)当該算出式における各記号の意味は次のとおりとする。

C : コールオプションの帳入値段

P : プットオプションの帳入値段

F : 限月を同一とする金の現物先物取引の帳入値段

e : 自然対数の底

t : 取引最終日の翌営業日までの日数 / 365

K : 権利行使価格

$\sigma$  : オプション銘柄ごとに次条により算出するボラティリティを100で除した値

r : 毎月の最終営業日から起算して6営業日前の一般社団法人全国銀行協会が公表するTokyo Inter Bank Offered Rate (TIBOR) 12か月物の金利(小数点第5位以下切り捨て)を翌月第1営業日から翌月の最終営業日まで適用する。ただし、マイナスとなる場合は0とする。)

$N(x)$  : 値が  $x$  のときの標準正規分布の累積密度

$\ln$  : 自然対数

- (3) 当社は、売買システムの稼働に支障が生じた場合等により前2号の規定による値段を算出することができないときは、前計算区域の帳入値段を当該計算区域の帳入値段とする。

### (ボラティリティ)

**第5条** 前条に規定するボラティリティは、各オプション銘柄における最終約定値段又は最も優先する売り注文と買い注文の仲値(以下「BBO仲値」という。)を元に算出したインプライド・ボラティリティ(以下「IV」という。)とし、翌計算区域以降も引き継ぐものとする。ただし、最終約定値段又はBBO仲値のないオプション銘柄については、限月ごとに次項において定めたボラティリティとする。

2 IVの算出不可オプション銘柄のボラティリティ算出方法は次のとおりとする。

- (1) 限月ごとにIVの算出が可能な全オプション銘柄について、最終約定値段からIVを算出し、オプション銘柄の出来高に応じて加重平均したものを当該限月のIVの算出不可オプション銘柄のボラティリティ(以下「AV」という。)とする。
- (2) 各限月において、IVの算出が可能なオプション銘柄がプットオプション及びコールオプションの合計で4つ以下の場合、前営業日の当該限月のAVを当日の当該限月のAVとする。ただし、新甫限月においては当日の直近限月のAVとする。

### (権利行使に関する帳簿等)

**第6条** 当社は必要と認めるときは、取引参加者及び委託者等に対して、権利行使に関する帳簿、その他の資料の提出及び説明を求めることができる。

#### **(呼値の単位未満の約定値段)**

**第7条** 業務規程第17条第3項のオプション取引実施細則に定める場合とは、システム売買実施細則に定めるレシオを2と指定したテイラーメイドコンビネーション注文が約定する場合に、呼値の単位未満の値段で約定が成立する場合をいう。

#### **(権利行使を行わない旨の申告)**

**第8条** 業務規程第65条第3項ただし書きに基づき、取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）が権利行使を行わない旨の申告をする場合は、個別の権利行使ごとに次の各号に定める事項を当社に申告するものとする。

- (1) 取引種別
- (2) 上場商品構成品
- (3) 限月
- (4) 権利行使価格
- (5) 数量
- (6) 委託区分

2 当社は、前項の規定により権利行使を行わない旨の申告を受け付けたときは、その内容を当該申告を行った取引参加者に通知する。

3 取引参加者は、前項の規定により通知を受けたときは、直ちにその内容を確認する。

#### **(改廃)**

**第9条** 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

#### **附則**

本細則は、平成20年12月1日に施行する。

#### **附則**

第1条（目的）、第3条（権利行使価格の設定方法）及び第4条（帳入値段の決定方法）の変更規定、第4条（オプション銘柄の削除）、第7条（新たに設定したオプション銘柄の最初の基準値）及び第8条（権利行使の割当の方法）の削るは、平成21年5月7日に施行する。

#### **附則**

第6条（権利行使についての調書等）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

#### **附則**

**第1条** 第3条（権利行使価格の設定方法）、第4条（帳入値段の決定方法）、第5条（ボ

ラティリティ)、第6条(権利行使についての調書等)及び第7条(改廃)の変更規定並びに第7条(呼値の単位未満の約定値段)及び第8条(権利行使を行わない旨の申告)の新設規定は、平成28年9月20日に施行する。

**第2条** 前条の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前条に定める施行日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行する。

#### **附則**

第6条(権利行使に関する帳簿等)及び第8条(権利行使を行わない旨の申告)の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

#### **附則**

第3条(権利行使価格の設定方法)、第4条(帳入値段の決定方法)及び第7条(呼値の単位未満の約定値段)の変更規定は、平成29年6月1日に施行する。